

(様式)

# 千代川町北ノ庄地域実質化された京力農場プラン (案)

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月日
亀岡市	千代川町	北ノ庄	令和3年10月	令和5年3月

## 1 集落 (地域) が目指す姿

### (1) スローガン

農地を守り自然豊かな地域を守ろう。

### (2) 今後の地域農業のあり方

課題			
地域農業における現状は、各農家の繋がりで農地を維持してきたが、今後は後継者不足や営農コスト上昇による離農等が課題と考えられます。			
今後、集落 (地域) として取り組もうとする内容 (該当部分に○印を記入「複数記入可」)			
① 他集落との連携	○	② 新規就農促進・後継者育成	○
③ 高収益作物の導入・拡大	○	④ 低コスト化	
⑤ 営農組織の設立・法人化		⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入 (地域参入)	
⑨ その他			○
取組内容			
①② 拝田区との作業連携 ② 新規就農者の受入および後継者の育成 ③ 高収益作物の導入検討 ⑨ 営農委員会の設立			

### (3) 産地づくり計画

#### ① 現 状 (令和3年度)

作 目	生産面積 ha	生産額	備 考	
[土地利用型]				
・ 水稲	27	2,000万円		
・				
・				
[野 菜]				
・ 販売用野菜	3	590万円		
・ 自家用野菜	5			
・ 貸農園	0.5			
・				
・				

#### ② 目 標 (令和7年度)

作 目	生産面積 ha	生産額	備 考	
[土地利用型]				
・ 水稲	25	1,850万円		
・ 小豆	1	45万円		
・				
[野 菜]				
・ 販売用野菜	5	800万円		
・ 自家用野菜	4			
・ 貸農園	0.5			
・				
・				

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。  
以下の目標年度についても同様とする。

#### ③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	水稲をはじめ、推奨される豆類およびブランド野菜の生産と千代川インターの利便性を活用した貸農園等の農地活用についても取組む。
・ 普及方法	圃場整備された農地で効率的な農業をおこなうとともに、JA等の関係機関とともに生産者への普及を図る。
・ 販売戦略	関係機関との連携による栽培方法の統一などによる、こだわり品目への取り組みや生産品の販売ルートの開拓などに取り組む。

(4) 将来の農地利用のあり方

北ノ庄営農委員会が中心となり、地域農業の担い手として位置づけた認定農業者（1名）と任意協働作業グループ（1組）を中心に個人農家も含めて地域の農地を守り、各農家の生産拡大を図る。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構と連携し北ノ庄営農委員会が中心となり、農地の流動化を図る。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

耕作放棄地は少ないが、今後は認定農業者（1名）と任意協働作業グループ（1組）を中心に耕作放棄地を解消していく。

(7) 目標達成までのプロセス

年度	取組方針	具体的な内容
令和3年度	現状把握	農地の利用状況の把握
令和4年度	農地集積	圃場整備状況に応じた規模拡大と農地集積に取り組む。
令和5年度	農地集積	同上
令和6年度	農地集積	同上
令和7年度	農地集積	同上

（認定農業者と任意協働作業グループと個人農家で集落の営農に取り組む。）

## 2 集落（地域）の農業構造

### (1) 農業就業状況(担い手別)

#### ① 現 状 (令和3年度)

項目	農業者数	農業者数						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	63			7	17	20	15	4	1	1		
中核的担い手	中心経営体	認定農業者 (法認定)	1		1							
		認定新規 就農者										
		集落営農 組織*1										
		基本構想 水準到達者										
	その他	市 町 村 認定農業者 (地域認定)										
		その他の中心 となる経営体 *2	3			1	2			1	1	
	中心経営体計		1		1							
中核的担い手計		4		1	1	2			1	1		

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・個人農家（3軒）を中心とした任意協働作業グループ、または今後地域の農地を担う農業者

#### ② 計 画 (令和7年度)

項目	農業者数	農業者数						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	63			1	10	20	21	11	1	1		
中核的担い手	中心経営体	認定農業者 (法認定)	1		1							
		認定新規 就農者										
		集落営農 組織*1										
		基本構想 水準到達者										
	その他	市 町 村 認定農業者 (地域認定)										
		その他の中心 となる経営体 *2	3			1	1	1		1	1	
	中心経営体計		1		1							
中核的担い手計		4		1	1	1	1		1	1		

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・個人農家（3軒）を中心とした任意協働作業グループ、または今後地域の農地を担う農業者

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策	
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)				
認農	A  (北ノ庄)	才	1名	有	水稻(青田/刈态)	1.65	水稻(青田/刈态)	1.65	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	4	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農組合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					賀茂茄子	0.12	賀茂茄子	0.12				
					万願寺唐辛子	0.18	万願寺唐辛子	0.18				
					水稻作業受託	3.00	水稻作業受託	5.00				
水稻	0.44	水稻	0.44	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	6	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農組合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦					
水稻作業受託	2.00	水稻作業受託	3.00									
		小豆	1.00									
	B  (北ノ庄)	才	名		水稻	1.65	水稻	2.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	未定	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農組合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	C  (北ノ庄)	才	名		水稻	1.31	水稻	2.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	未定	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農組合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
	D  (北ノ庄)	才	名		水稻	1.22	水稻	2.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	未定	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農組合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
					水稻作業受託	1.00	水稻作業受託	2.50				
経営規模計(ha)						12.57		20.39				

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。  
 ※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[〇〇年度]		計画[〇〇年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
	才								
	才								
	才								
	才								
経営規模等計(ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計(ha, 頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はあるが十分ではない / 担い手がない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(現状令和3年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地				
36.5	0.1	36.4	0.1					6.57ha 18%	6.57ha 18%		
								うち、中心経営体の面積	1.95ha 5.4%		

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

②耕地面積(計画令和7年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地				
36.5	0.1	36.4	0.1					8.89ha 24.4%	8.89ha 24.4%		
								うち、中心経営体の面積	1.95ha 5.4%		

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	36.50 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	35.73 ha
c	地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	21.22 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.36 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.82 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00 ha
(備考)		

※1:cの「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

北ノ庄営農委員会が中心となり、認定農業者(1名)と任意協働作業グループ(1組)と意欲ある個人農業者に農地集約を行う。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

### 3 集落（地域）営農推進体制

#### (1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	各農家が対応可能者を探して依頼している。
・ 計 画	北ノ庄営農委員会が中心となり、認定農業者や任意協働作業グループ等を中心に、実施していく。

#### (2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	各農家が対応可能者を探して依頼している。
・ 計 画	北ノ庄営農委員会が中心となり、認定農業者や任意協働作業グループ等を中心に、実施していく。

#### (3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	北ノ庄区（北ノ庄農家組合を中心として）と北ノ庄農地水環境保全会にて管理。
・ 計 画	北ノ庄区（北ノ庄農家組合を中心として）と北ノ庄農地水環境保全会にて管理。

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

### 4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				3	4	5	6	7
認定農業者	水稻・野菜類	大型農業機械						○
任意協働作業グループ	水稻・麦・豆類	大型農業機械						○

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。